

平成24年 5月11日

公益社団法人日本バス協会
会長 堀内光一郎 殿

バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書

厚生労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。さて、平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

この事故に関しては、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）などの違反の有無について現在調査中です。

また、事故の重大性を考えますと、厚生労働省としても、国土交通省と連携を図り、今後の対策を検討していくことにしていますが、この問題は、乗客の生命のみならず、バス運転者の労働条件の確保の観点から、看過しえないものであり、同種事故の発生を防止するためには、現行の法令等を遵守していただくことが何よりも重要です。

つきましては、貴職には、バス運転者の労働基準法等、改善基準告示、特に以下の事項の遵守徹底について、改めて傘下の企業にご指導いただきますようお願いいたします。

- 1 労働者の労働時間等については、労働基準法に定められた規定の遵守を改めて徹底すること。
- 2 上記1に加え、バス運転者の労働時間等については、1日の運転時間は2日平均で9時間以内等の改善基準告示において定められた規定の遵守を改めて徹底すること。
- 3 労働者の健康確保に関し、労働安全衛生法に基づき、常時使用する労働者に対する1年に1回の定期健康診断等の実施を改めて徹底すること。

厚 生 労 働 大 臣
(署 名)